

# 東京都緑化白書

平成29年度

東京都区市町 緑化動向調査編

平成30年7月

一般社団法人 東京都造園緑化業協会

## 発刊にあたって

「東京都緑化白書」は、東京都内自治体の各年度の緑化の動きや話題を収集し、関係する方々に共有・参考としてもらうことを目的に、当協会の公益事業として発行してまいりました。

「東京都緑化白書」は、各自治体の緑化状況や予算・決算を中心とした「東京都区市町緑化動向調査」編とその時代の話題やテーマを捉えて編集する「緑化特集」編で構成されております。

「東京都区市町緑化動向調査編」は、調査にあたって東京都をはじめ、区市町の皆様の真摯なるご協力、ご支援の上に成り立っております。緑の実態や公園、街路樹、公共施設等の動きを収集し、当協会がデータベース化しています。単に記録にとどまらず、まちづくりや自治体のこれからの緑政に参考資料として活かされることを期待しております。

「緑化特集」は、緑化を担う造園技術の成果や話題を、一般の方にわかりやすいように編集し、刊行するものです。相応の時間を必要としますが、広く時代に即した情報提供ができれば、と考えております。

本編は、昨年引き続き「東京都区市町 緑化動向調査編」で、平成29年度版になります。ご高覧、ご活用下さい。

最後になりましたが、本白書の刊行には公益財団法人 東京都公園協会の「東京都都市緑化基金」のご支援をいただいております。また、データの収集には業務多忙な中、都をはじめ区市町の担当の皆様にご多大なご協力をいただきました。この場をお借りしまして、深く感謝と御礼を申し上げます。

平成30年7月

一般社団法人 東京都造園緑化業協会  
広報委員会

# 目 次

発刊にあたって	1
I 東京の緑化動向に関する基礎調査（継続調査）	
1. 調査の方法と対象	3
2. 調査の結果	4
A1.緑の基本計画について	4
A2.緑被率について	4
A3.緑の保全について	6
A4.緑の普及啓発について	11
A5.重点施策について	13
B1.公園等の整備・維持管理について	16
B2.道路の街路樹等の整備・維持管理について	19
B3.公共施設緑化について	21
B4.一般会計に占める公園緑化決算の割合について	25
II 樹木剪定作業について（単年度調査）	
C1.樹木剪定作業について	28
会員名簿	33

# 東京の緑化動向に関する基礎調査

## 1. 基礎調査の対象と方法

基礎調査は、都の緑政に加え、緑の基本計画の策定主体である自治体の現状を考慮し、東京都3局と2支庁（建設局、環境局、港湾局、大島支庁、八丈支庁）、特別区23区、市町30市町（奥多摩町を除く）58団体を対象に実施した。

アンケート調査は、緑化動向の性格ごとにA、Bの2つのシートに分けて実施したほか、今年度の特

別調査としてCシートを追加した。

シートAは、計画、緑の保全、普及啓発等に関するもの、シートBは予算、決算など経費面に関するもの、シートCは、今年度だけの調査で、樹木の剪定作業に関するものである。調査対象の団体が取り扱わない事項は、設問を外している。

アンケート調査は、緑化に関する総括窓口部署に送付し、回答を得た58団体のうち、疑義の確認を行った上で、分析・とりまとめた。

表1 アンケート調査「シートA」の内容

### 1 緑の基本計画について

1① 貴団体において、都市緑地法に基づく「緑の基本計画」の最新の策定(改定)年月はいつですか。

1② 今後、改訂を行う年度が決まっている場合は、改定年度を記載して下さい。

策定(改定)年月 \_\_\_\_\_ 今後の改定年度 \_\_\_\_\_

### 2 緑被率について

貴団体の行政区域内の緑被率は、いつ時点で、どのくらいですか。(小数第1位まで、第2位以下四捨五入)

注)ここに言う緑被率とは、樹林地、草地、農地、屋上緑化など実際の緑で覆われた土地の面積割合です。裸地や水面を加えたみどり率の場合は、その旨記載して下さい。

調査年度 \_\_\_\_\_ 緑被率 \_\_\_\_\_

### 3 緑の保全について

3① 貴団体に、緑の保護、保全を主たる目的として制度の適用や実際の管理を行っている緑地面積(平成29年4月1日現在、小数以下四捨五入)の合計を伺います。注による内訳も記載して下さい。

注)ここに言う保護、保全を目的とした制度の適用や管理とは以下のものを言います。

①都市緑地法「特別緑地保全地区」 ②都市緑地法「市民緑地」 ③条例による保全を目的とした緑地 ④条例以外で個々に借地や寄付、協定によって保全している緑地

合計 \_\_\_\_\_ ①特別緑地 \_\_\_\_\_ ②市民緑地 \_\_\_\_\_ ③条例による \_\_\_\_\_ ④条例以外 \_\_\_\_\_

3② 貴団体に、保護を目的とした指定樹木(保護樹木、保全樹木など)は何本ありますか(平成29年4月1日現在)。指定の基準もお伺いします。

指定樹木本数 \_\_\_\_\_ 指定基準 \_\_\_\_\_

### 4 緑の普及啓発について

4① 貴団体では、緑の普及啓発を目的とした基幹的なイベントを、毎年あるいは定期的に行っていますか。

①行っている ②行っていない

4② 4①で①と答えた場合に伺います。正式なイベントの名称と開催時期をお伺いします。

名称 \_\_\_\_\_ 開催月 \_\_\_\_\_

### 5 重点緑化施策について

貴団体における平成29年度の具体的な重点緑化施策について伺います。原則、最大3事項まで箇条書きをお願いします。平成28年度調査と同じ場合は記載不要です。

重点緑化施策(3事項まで) \_\_\_\_\_

※東京都3局、島しょ2支庁は、取り扱わない事項についての設問を除いて調査を依頼した

## 2. 調査の結果(シートA)

### A1 緑の基本計画について (表2参照)

- 対象(都除く)53区市町(団体)中、51区市町で策定済
- 最近(平成27~29年度)の改定は9区市町
- 策定は平成11年、改定1回目は平成22年がピーク
- 改定間隔は10年が多いが改定しない場合も

#### 1①「緑の基本計画」の策定年月(最新改定)

「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)」は、旧都市緑地保全法の改正過程(平成6年)で制度化され、平成16年の都市緑地法の改正での追加整理を経て、現在の制度内容を持つに至った。

策定の主体は区市町村だが、都市計画区域を対象とし、すべて策定団体となるわけではない。

東京で策定対象となる自治体は62区市町村(23

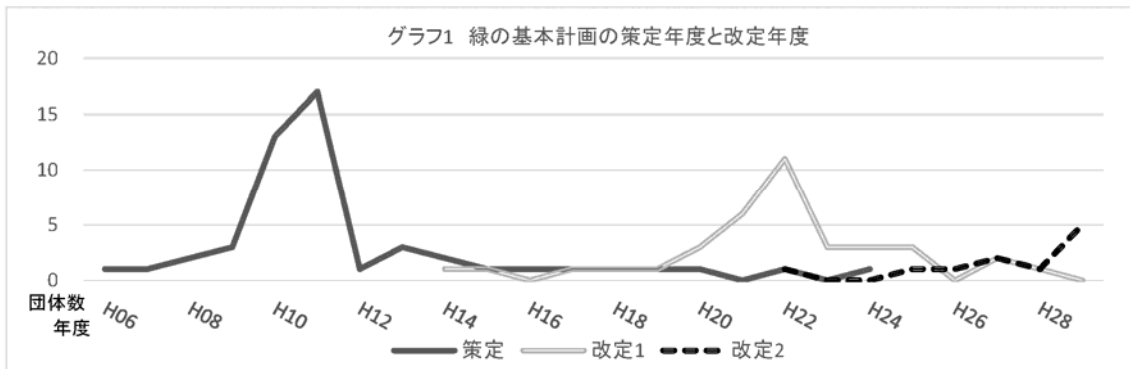
区、26市、5町、8村)である。

今回の調査では、このうち、23区、26市、2町の51団体から回答を得、策定対象53団体の82.3%が策定済みである。

策定年度については、平成6年の制度化以前に独自の計画を策定していた団体(昭和62年:北区、平成2年:荒川区、武蔵村山市、平成3年:稲城市)があるが、集計では制度化後の策定年度を用いた。

最初の策定は、制度化後の翌年から5年前後が多く、平成11年が18件でピークとなっている。その後の改定はほぼ10年毎で、改定を行っていない自治体もあり、改定1回目のピークは平成22年で11件となっている。

最近(平成27年度~29年度)の改定は、8団体である。この期間の1回目の改定は目黒区、豊島区、三鷹市、2回目の改定を行うのが新宿区、台東区、品川区、大田区、世田谷区、板橋区、町田市、東久留米市となっている。



### A2 緑被率について (表2参照)

- 調査年度は緑の基本計画とほぼ同時期
- 特別区の緑被率は、10%~25%、市町は25%~45%が中心
- 60%を超えている団体は、4団体

#### 2 緑被率について

緑被率は、各団体の調査時期が異なり、また、みどり率での回答1件、不明1件が含まれ、相互の比較は困難である。ここでは、こうした差異を踏まえた上で、回答を単純に集計した。

その結果、特別区は緑被率25%以下、市町は20%

以上と、明確に区分された。

東京の緑被率は明らかに西高東低の傾向にあり、低い方では中央区、墨田区、台東区はそのまちづくりの歴史的背景から、10%前後となっている。

一方、山地、丘陵地の多い多摩地区の八王子市、あきる野市、青梅市(みどり率)、日の出町では60%以上と多くなっている。

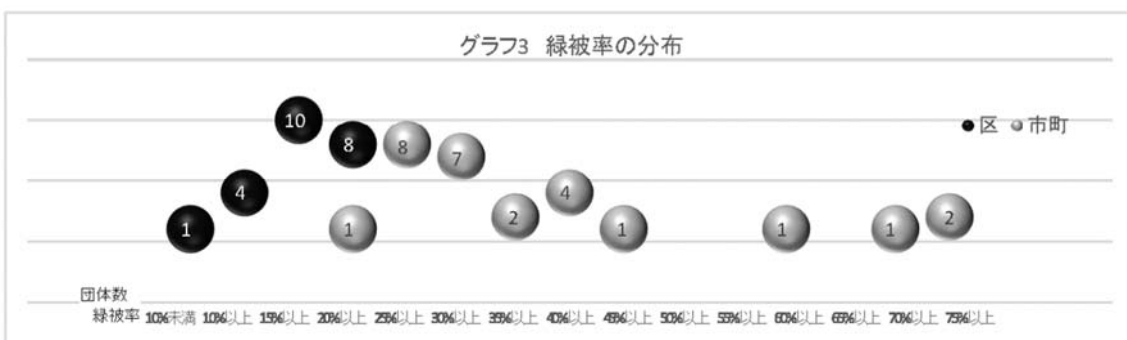
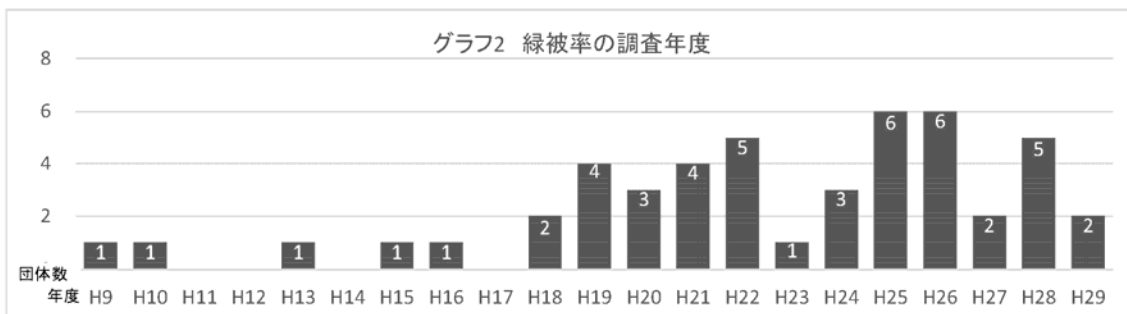
なお、「緑被率」は、樹林地、草地、農地、屋上緑化など実際の緑で覆われた土地の面積割合。みどり率は、これに裸地(運動場など)や水面を加えた面積割合で、実際の緑でない運動場等の公園部分も含まれる。

表2 東京の緑化動向調査「シートA」 緑の基本計画、緑被率、保全系緑地、指定樹木についての回答概要

項目 団体	緑の基本計画		緑被率		保全系緑地					指定樹木 本数
	策定	改定1	調査年月	割合(%)	①～④合計	①特別緑地 保全地区	②市民緑地	③条例によ る保全緑地	④条例以外 の保全緑地	
建設局										
環境局					7,579,076			7,579,076		
港湾局										
大島支庁										
八丈支庁										
千代田区	H9		H23.3	21.0	0	0	0	0	0	3
中央区	H10	H20	H17.3	9.1	0	0	0	0	0	0
港区	H11	H22	H29.3	21.8	0	0	0	0	0	643
新宿区	H10	H20,H29	H27.7	17.5	0	0	0	0	0	1,222
文京区	H10		H25.3	18.1	114,096	0	0	114,096	0	696
台東区	H13	H23	H22.7	12.3	65,000	65,000	0	0	0	287
墨田区	H7	H22	H22.3	10.5	10,274	0	0	0	10,274	136
江東区	H19		H24.8	19.9	12,136	0	0	0	12,136	161
品川区	H24		H27.3	15.8	0	0	0	0	0	301
目黒区	H18	H28	H27.3	17.3	0	0	0	0	0	580
大田区	H11	H22,H27	H22.3	20.5	123,087	21,000	716	101,371	0	1,092
世田谷区	H11	H19,H29	H29.2	23.6	63,665	30,000	16,708	13,195	3,762	1,867
渋谷区	H15		H26.2	21.3	92,725	0	0	92,725	0	561
中野区	H13	H21	H19.8	16.4	0	0	0	0	0	307
杉並区	H11	H17,H22	H25.3	22.2	33,535	29,000	4,535	0	0	1,640
豊島区	H22	H27	H27.5	12.9	59,549	0	0	59,549	0	331
北区	H11	H21	H26.3	19.1	14,215	0	0	14,215	0	434
荒川区	H20		H19	12.3	4,800	0	0	4,800	0	209
板橋区	H10	H22,H29	H26.7	20.3	750,153	4,851	1,864	722,962	20,476	1,820
練馬区	H10	H20	H29.3	24.1	288,501	3,116	93,915	191,470	0	1,230
足立区	H9	H18	H22.3	17.1	46,807	4,300	0	42,507	0	551
葛飾区	H11	H14	H20.3	16.3	0	0	0	0	0	1,341
江戸川区	H14	H25	H18.8	16.4	7,317	7,317	0	0	0	321
八王子市	H10	H21	H19.5	61.0	817,266	396,000	0	360,320	60,946	0
立川市	H10		H11.3	38.1	17,425	0	0	17,425	0	483
武蔵野市	H8	H20	H28.4	24.3	8,179	0	0	8,179	0	2,231
三鷹市	H17	H27	H26.3	32.0	11,317	1,623	0	9,694	0	720
青梅市	H11	H21,H26	H25	79.8	927,000	927,000	0	0	0	0
府中市	H11	H21	H20.5	29.7	不明	0	0	0	0	2,108
昭島市	H9	H22	H27.3	40.4	21,610	0	0	0	21,610	118
調布市	H11	H22	H28.4	31.0	43,121	16,700	0	23,830	2,591	3,765
町田市	H11	H23,H27	—	データなし	1,232,095	441,644	0	563,072	227,379	55
小金井市	H11	H22	H22.4	33.7	90,775	12,160	0	16,870	61,745	770
小平市	H11	H21	H24.10	31.8	62,231	13,835	0	48,396	0	1,219
日野市	H13		H25.1	31.6	638,258	0	0	48,847	589,411	152
東村山市	H10	H22	H20	31.8	92,176	0	0	92,176	0	477
国分寺市	H12	H22	H20.5	25.8	25,910	0	0	0	25,910	318
国立市	H14		H14.3	26.0	0	0	0	0	0	199
福生市	H10	H25	H25	28.6	2,000	0	2,000	0	0	174
狛江市	H11	H24	H22.7	26.1	5,542	2,100	0	0	3,442	460
東大和市	H11		H10.1	38.7	7,666	0	0	7,666	0	154
清瀬市	H10	H22	H23.3	40.1	91,081	15,122	0	36,664	39,295	52
東久留米市	H10	H25,H29	H28.1	30.7	38,941	3,400	968	6,528	28,045	656
武蔵村山市	H8	H24	H23	44.5	1,117	0	0	1,117	0	105
多摩市	H11	H24	H26.8	44.0	182,602	28,707	0	45,487	108,408	138
稲城市	H11	H23	H29	48.7	161,419	62,000	0	99,419	0	215
羽村市	H6	H15,H25	H18.8	28.4	33,420	0	0	33,420	0	25
あきる野市	H11		H15.4	71.2	136,946	0	0	27,297	109,649	188
西東京市	H16		H21.2	26.0	77,752	24,000	0	43,000	10,752	1,004
瑞穂町	H10		H29.4	25.0	175,994	0	0	175,994	0	126
日の出町	H10	H22	H21	76.3	0	0	0	0	0	76
奥多摩町										
大島町										
八丈町										
都合計					7,579,076			7,579,076		
特別区合計					1,685,860	164,584	117,738	1,356,890	46,648	15,733
市町合計					4,901,843	1,944,291	2,968	1,665,401	1,289,183	15,988
総合計					14,166,779	2,108,875	120,706	10,601,367	1,335,831	31,721

都では緑の現状を表すのに緑被率よりも概念の広い「みどり率」を採用しており、平成25年の都のみどり率調査では、都全域50.5%、特別区19.8%、市町67.1%であった。

今回の調査における「みどり率」での回答は2団体で、世田谷区が25.18%、青梅市が79.8%である(世田谷区は緑被率としても回答している)。また、福生市は、緑と水面を加えた面積割合で掲載している。



### A3 緑の保全について (表2参照)

#### <保全系緑地>

○保全系緑地の総合計は、14,166,779㎡で、前年度比、701,191㎡増加、都面積(除島しょ)の0.79%

○特別区では6団体が増加し(■)、1団体が減少(▨)、市町では7団体が増加し、6団体が減少

○制度から見ると、特別緑地保全地区が6団体増、市民緑地が4団体増、条例保全是5団体増、7団体減、条例以外では6団体増

#### <保存樹木の指定>

○指定樹木の総合計は、31,721本、前年度比903本減

○特別区は41本減、6団体増、14団体減

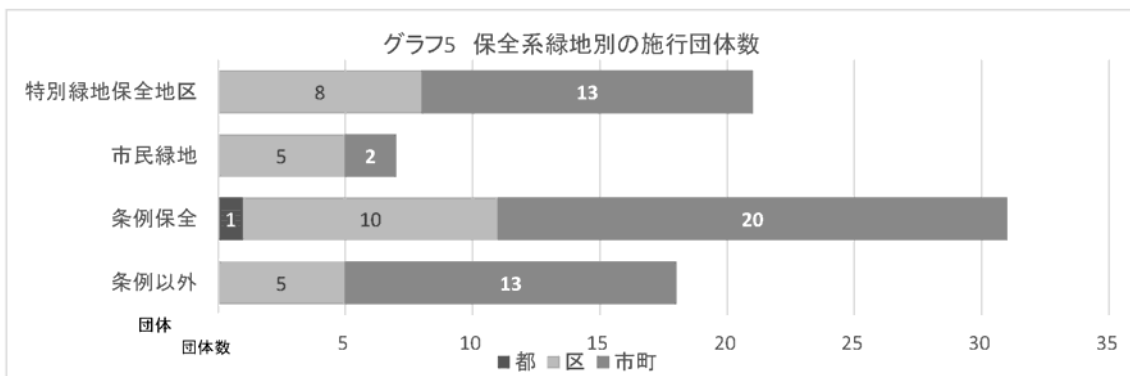
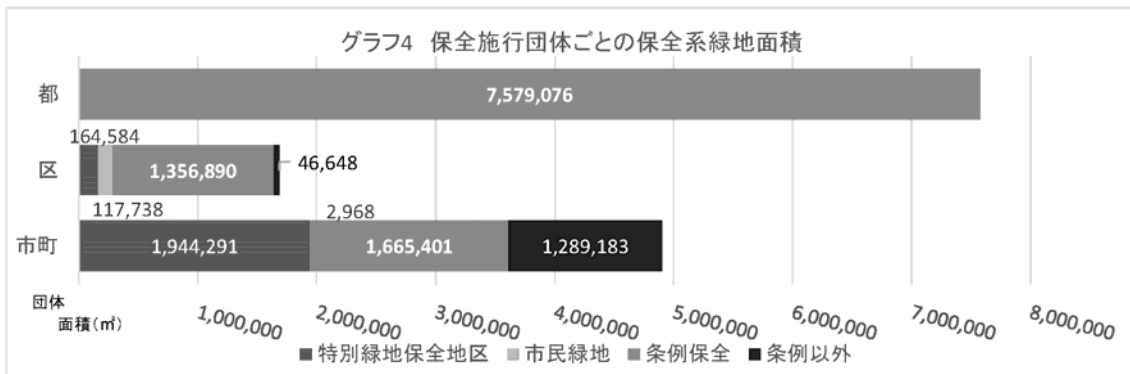
○市町は862本減、7団体増、14団体減

#### 3① 緑の保護、保全を行っている緑地面積

制度的に守られた緑地は、その安定性から緑量だけでなく、歴史・文化・風致・気象緩和・生物多様性の保全に貢献するなど、積極的な機能や意義を有するものである。白書では制度的に守られている緑の実態を把握するため、その主なものである①都市緑地法「特別緑地保全地区」、②都市緑地法「市民緑地」、③環境局条例の「保全緑地」及び自治体の「条例による保全を目的とした緑地」、④自治体の「条例以外で個々に借地や寄付、協定によって保全している緑地(保全系緑地)」について調べた。

保全系緑地を所有・管理しているのは、東京都環境局、特別区15団体、市町25団体の合計41団体(保全施行団体)である(不明団体1)。

都区市町を合わせた保全系緑地の総合計は、14,166,779㎡で、前年に比べ707,191㎡増加した。これは、東京の行政区域面積1782.89㎢(島しょを除く)の0.79%にあたり、営造物である都市公園等の約4%



に比べて普及程度は小さい。

保全施行団体別に保全系緑地の傾向をみると、東京都環境局は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づいて3区24市1村にわたり、7,579,076㎡を「保全緑地」に指定しており、前年と比べて変動はないが、保全系緑地全体の面積の約53%を占め、変わらず大きな位置にある。

特別区は1,685,860㎡、保全系緑地全体の面積の約12%で、条例による保全が大半であるが、最近では希少な屋敷林への特別緑地保全地区指定の動きも見られる。団体から見た増減の傾向は、6団体が増、1団体が減で、昨年度までなかった豊島区で条例による保全緑地59,549㎡が設けられた。また練馬区では条例による保全緑地が769㎡減少したものの市民緑地が26,464㎡増加となり、合計で25,695㎡の増加となっている。

市町の保全系緑地面積は、4,901,843㎡で全体の約35%にあたる。市町における特色は、まとまった緑のある丘陵地などに指定した特別緑地保全地区と条例による独自の保全緑地が同じ水準で役割を

果たし、推移していることである。一方で市民緑地制度の導入は2,968㎡と極めて少ない。

市民緑地制度は、一定面積の要件で指定・契約すると、固定資産税や都市計画税が非課税となる。保全手法として期待されたが、啓発不足と自治体側の税収減となることもあり、導入が進んでいない。

また、市町では、独自条例の施行によるもののほか、個々に借地や寄付、協定によって保全されるケースが多い。

都と特別区、市町ごとに保全条例の保有割合をみると、特別緑地保全地区は特別区8団体（38%）、市町13団体（62%）、市民緑地は特別区5（71%）、市町2団体（29%）、条例による保全緑地は都1部署（3%）、特別区10団体（32%）、市町20団体（65%）、条例以外の保全緑地は、特別区5団体（28%）、市町13団体（72%）と、地域の事情や積み重ねを反映した保全方式が定着している。

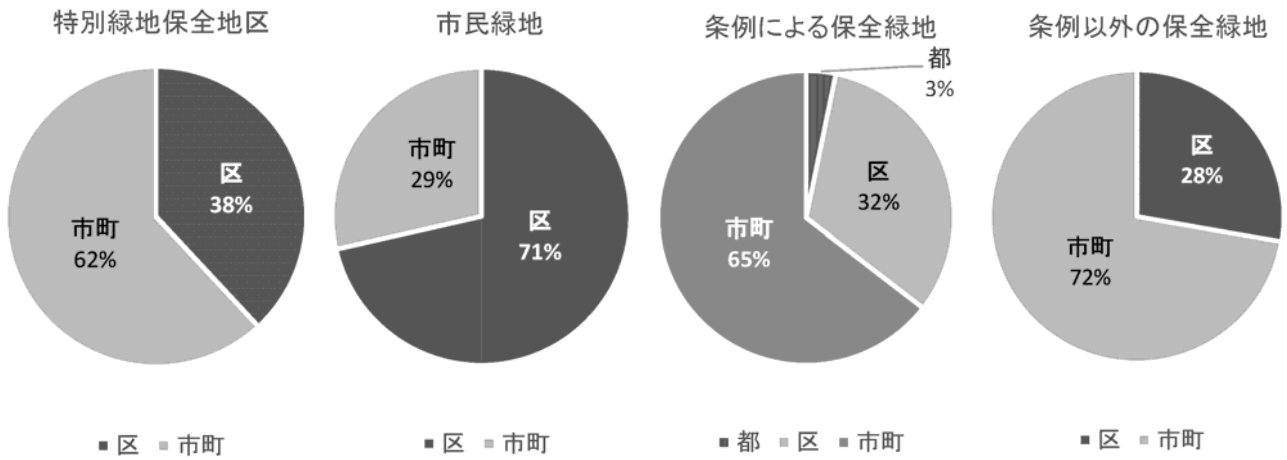
制度別指定の動きをみると、特別緑地保全地区が6団体増、市民緑地が4団体増、条例保全は5団体増、7団体減、条例以外では6団体増となっている。



平成28年3月に改訂された都区市町合同策定の既存の緑を守る「みどり確保の総合的な方針」の取り

組みと連動すると思われるので、今後とも注視する必要がある。

グラフ6 保全系緑地別、保全施行団体の割合



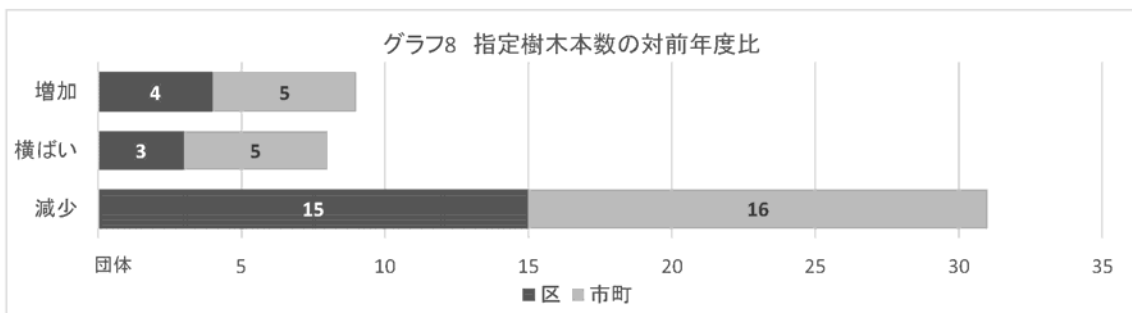
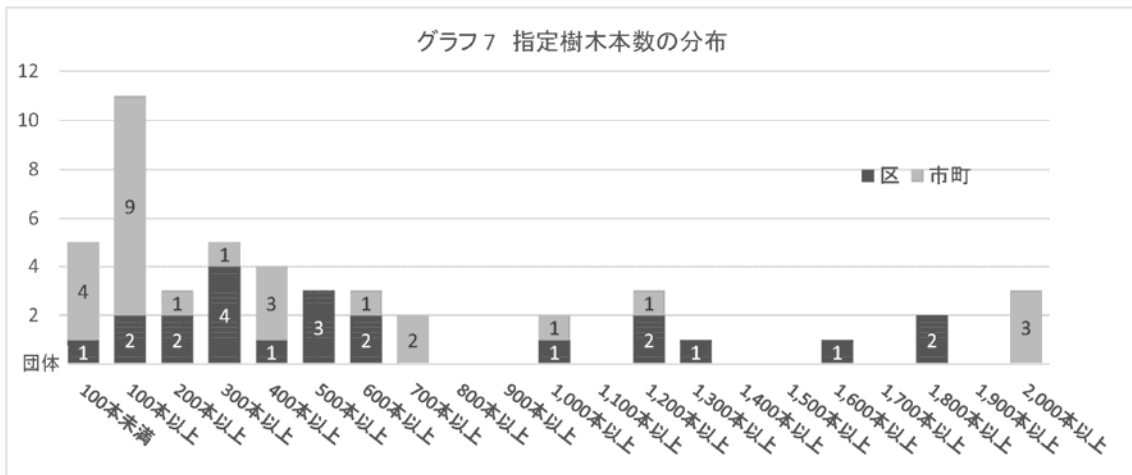
### 3② 保護樹木、保全樹木等の指定樹木

保護樹木、保全樹木等の指定本数の総合計は31,721本で、前年度と比べ903本減少（特別区41本、市町862本）した。（ただし、全年度は1市未回答）  
増減を団体別に見ると、増加は14団体、変化なしは10団体、減少が28団体であり、このうち、特別区

が増加6団体、変化なし3団体、減少14団体、市町は増加8団体、変化なし7団体、減少14団体であった。

また、指定樹木制度がない団体は、1区（中央区）、2市（八王子市、青梅市）である。

指定量から見ると、1,000本以上あるのは特別区では新宿区、大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、練馬区、葛飾区であり、市町では武蔵野市、府中市、



調布市、小平市、西東京市となっている。これらの区市は、大半が外周23区とその外側近隣市のベルト状地域にあることがわかる。

この傾向は1939年の環状緑地帯構想の土台となる地域とほぼ一致するもので、歴史的に伏在した緑資源がこうした樹木の保存策にも影響している。

表3 指定樹木の本数と指定基準

団体	H29	H28	H27	H26	指定基準
千代田区	3	3	3	3	樹径(目通り)1.5m以上、樹高15m以上、健全で樹容が美観上特に優れている
中央区	未回答	未回答	未回答	未回答	—
港区	643	646	637	655	●地上1.2mの高さの幹周1.0m以上 ●株立ちした樹木で高さ3m以上
新宿区	1,222	1,212	1,082	1,081	地上1.5mの高さの幹周1.2m以上(幹が複数に分かれている場合は、幹周りの総和の7割をその幹周とする)
文京区	696	693	701	700	地上1.5mの高さの幹の直径が50cm以上のもので、その本来の樹形を備えていること
台東区	287	291	289	290	●地上1.5mの高さの幹周1.2m以上で、健全なもの ●つる性樹木のうち枝葉面積20㎡以上で、健全なもの
墨田区	136	136	138	143	樹木：地上1.5mの高さの幹周1.2m以上で、生育状況が健全であること 生垣：高さ1m以上、総延長30m以上で道路に面し、生育状況が健全であること
江東区	161	162	162	162	特に自然環境の保護並びに美観及び風致を維持するため必要があると認められ、高さが12m以上または地表から1.5mの高さの幹周1.2m以上
品川区	301	306	308	303	樹木：地上1.5mの高さの幹周1.2m以上の立木
目黒区	580	558	522	530	●幹周り0.8m以上または高さ15m以上 ●株立ちの木：各幹周りの合計に0.7乗じたものが0.8m以上 ●木本つる植物：枝葉面積30㎡以上
大田区	1,092	1,088	1,032	1,035	○共通 ●健全で適切な維持管理が行われており、自然樹形を有するか、一般的な樹木としての樹形が保たれていること ●倒木等で周囲に著しい損害が及ぶおそれがないこと ●植栽によるものは、当該植栽から5年以上経過していること。壁面緑化・生垣造成時に区の助成を受けたものは、要綱に定められているとおり、工事終了後5年間の状況報告が毎年されていたこと。 ①保護樹木：地上1.5mの高さの幹周 1.25m以上 ②特別保護樹木：景観形成上重要な樹木、歴史的由緒のある樹木、希少価値のある樹木
世田谷区	1,867	1,817	1,802	1,825	保存樹林地指定区域内の樹木は除く 地上1.5mの高さで幹周1.2m以上の樹木で樹形が良く、樹勢があり、位置等を考えて(例：隣接地に接している樹木は対象外)決定する
渋谷区	561	571	583	585	●地上1.5mの高さの幹周1.2m以上の樹木(H26.4.1現在) ●株立ちした樹木で高さ3m以上 ●つる性の樹木で枝葉面積30㎡以上 ●並木状に列植された樹木で延長が30m以上かつ樹高が4m以上
中野区	307	311	316	314	地上1.5mの高さの幹周1.2m以上
杉並区	1,640	1,633	1,642	1,663	○保護樹木：次に掲げる樹木等のいずれかに該当するもの ●1.5mの高さの幹周1.2m以上 ●株立ちした樹木で幹の根元回り1.5m以上 ●枝葉面積30㎡以上あるつる性樹木 ○貴重木：次に掲げる樹木のいずれかに該当し、樹容が優れ、かつ良好な管理がなされたもの ●1.5mの高さの幹の直径が0.9m以上ある樹木 ●枝葉面積が50㎡以上あるつる性の樹木 ●同一樹種中特に大きい樹木又は区内で良好に生育していることが生態的に珍しい樹木 ●地域における象徴的な存在として、良好な景観の形成に寄与している樹木
豊島区	331	347	359	357	地上1.5mの高さで幹周125cm以上。つる性の木で、枝葉面積30㎡以上
北区	434	450	446	434	●1.5mの高さの幹周1.5m以上で高さが15m以上 ●登はん性樹木は、枝張り面積30㎡以上 ●歴史的由緒または希少価値のある樹木で区長の認めるもの
荒川区	209	210	214	212	保護樹木：地上1.5mの高さの幹周1.2m以上 保護樹林：樹木の一集団が占める土地の面積が300㎡以上 保護生垣：生垣の長さが20m以上
板橋区	1,820	1,832	1,842	1,802	「東京都板橋区緑化の推進に関する条例施行規則」別表(第3条関係)保存すべき樹木等指定基準による
練馬区	1,230	1,245	1,196	1,212	地上1.2mの幹周1.5m以上の樹木
足立区	551	565	567	552	保存樹木：樹木の高さ10m以上、地上1.2mの幹周1.5m以上 ※このほか保存樹林：19か所38,381㎡。樹木の一集団が占める土地の面積が300㎡以上
葛飾区	1,341	1,357	1,354	1,355	保存樹木：1.5mの高さの幹の直径が0.35m以上(幹回り1.1m以上) ※このほか保存樹林：500㎡以上
江戸川区	321	341	344	344	(1)高さ1.5mの幹径0.5m以上の樹木で、活力評価3以上 (2)樹齢、歴史、いわれ等からみて区長が保護する必要があると認める樹木 (3)前各号に準ずるものとして、区長が保護する必要があると認める樹木
八王子市	未回答	未回答	未回答	未回答	—
立川市	483	484	491	481	地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上で、高さが10m以上。健全で、かつ樹容が美観上すぐれているもの
武蔵野市	2,231	2,234	2,172	2,147	(1)樹木は、次のいずれかに該当し、健全かつ樹容が美観上すぐれていること ●1.5mの高さの幹周1.3m以上 ●樹高10m以上 ●株立ちした樹木で、高さ3m以上 ●攀登性樹木で、枝葉の面積30㎡以上 ●老木・名木・希少木など、市長が特に保護することが必要と認めた樹木 (2)樹木の集団は、集団に属する樹木が健全で、かつ集団の樹容が美観上すぐれ、集団の

					面積が300㎡以上であること (3) 生垣は、次のイ及びロに該当し、健全かつ樹容が美観上すぐれていること ●幅員4m以上の道路に接した生垣で、延長5m以上あり、おおむね高さ0.6m以上 ●新設して3年以上経過していること
三鷹市	720	727	712	655	高さがおおむね15m以上の樹木又は1.5mの高さの幹周がおおむね1.5m以上の樹木
青梅市	未回答	未回答	未回答	未回答	—
府中市	2,108	2,113	2,127	2,111	次のいずれかに該当し、健全で且つ樹容が美観上特にすぐれていること ●地上から1.2mの高さの幹周が1m以上 ●高さが10m以上 ●株立ちした樹木で、高さ3m以上 ●希少価値がありかつ珍重性に富むもの
昭島市	118	122	122	122	地上高1.5mの幹周が1.5m以上。樹高10m以上
調布市	3,765	4,815	4,855	4,902	下記のいずれかに該当すること ●幹回りが1m以上あり、樹形が優れているもの ●高さが10m以上あり、樹形が優れているもの ●株立ちした樹木で、高さが3m以上あり、樹形が優れているもの ●はん登性の樹木で、枝葉の面積が20㎡以上あるもの
町田市	55	55	58	58	①幹周1.2m以上 ②高さ15m以上 ③株立ち 高さ3m以上 ④つる性枝葉の面積30㎡以上 ⑤希少価値があり、珍重性に富む ⑥町田市名木百選に選定されている(生在している) ⑦古木で歴史的に由緒あるもの
小金井市	770	748	774	789	地上1.5mの高さの幹周が1.5m以上、または高さが10m以上
小平市	1,219	1,231	1,230	1,221	幹の太さが地上から1.5mの位置で、周囲1.5m以上であり、高さが15m程度以上
日野市	152	128	128	132	日野市緑の保護育成に関する要綱及び日野市みどりの保護育成に関する補助金要綱による(樹高15m以上で、1.5mの高さの幹周が1.5m以上または市長が貴重植物と認める樹木)
東村山市	477	481	483	483	(1) 保存樹木 次のいずれにも該当すること ●地上1mの高さ幹周が1.5m以上であること ●高さが10m以上であること ●樹木が健全で、かつ樹容が美観上優れていること ●管理が適正に行われていること (2) 特別保存樹木 前号ア及びイのいずれにも該当せず、かつ次のいずれかに該当すること ●歴史上、風土上及び景観上の配慮から保存が必要とされる樹木で、前号ウ及びエのいずれにも該当するもの ●防風林または屋敷林として列植されている樹木で、前号ウ及びエのいずれにも該当するもの
国分寺市	318	325	342	341	●1.5mの高さの幹周1.5m以上 ●高さ15m以上 ●はん登性樹木で枝葉の面積30㎡以上
国立市	199	未回答	未回答	未回答	—
福生市	174	175	177	185	樹高が10m以上あり、かつ地上高1.5mの幹周が1m以上ある樹木
狛江市	460	473	456	468	(1) 樹木：次のいずれかに該当し、健全かつ樹容が美観上優れていること ●1.5mの高さの幹周1m以上 ●高さ10m以上 ●株立ちした樹木で枝葉面積20㎡以上 (2) 樹林：次のいずれかに該当し、健全かつ樹容が美観上優れていること ●当該地域の面積が330㎡以上 ●生け垣をなす樹木の集団でその長さが15m以上
東大和市	154	151	151	151	高さ10m以上 幹の直径が50cm 周囲の住環境を損なわない状態で美観上すぐれている
清瀬市	52	53	54	54	樹形が優れ、次の各号のいずれかに該当するもの(清瀬市みどりの環境をつくる条例施行規則 第5条) ●地盤面より1.5mの高さの幹周1.5m以上 ●樹高がおおむね15m以上 ●古木、名木、稀少木、その他市長が特に保護することが必要と認める樹木
東久留米市	656	667	643	598	●樹木の高さ：10m以上 ●幹回りの直径：50cm以上
武蔵村山市	105	107	111	104	高さが概ね10m以上で、地上から1.5mの高さの幹周がおおむね1.5m以上 周囲の住環境を損なわない状態にあり、かつ美観上優れていること
多摩市	138	127	112	115	保存樹木は次のいずれかに該当し、健全かつ樹容が美観上特に優れているもの ●1.5mの高さの幹周3m以上 ●はん登性樹木で、枝葉面積25㎡以上
稲城市	215	228	228	234	(1) 樹木は、健全で美観上にもすぐれ、管理が行われているものまたはその他樹木の特性により稲城市自然環境保全審議会が必要であると認める樹木であるもの (2) 樹林は、個々の樹木が健全で美観上にもすぐれ、管理が行われているもの
羽村市	25	25	25	25	保存樹木 次の掲げるいずれかの要件を満たしている樹木とする ●地上から1.5mの高さの幹周が2m以上、かつ周囲の生活環境をそこなわない状態で管理されているもの ●地上から1.5mの高さの幹周が1m以上で、樹高が5m以上、かつ市内に数少ない種類で保存価値のあるもの
あきる野市	188	189	192	193	保存緑地(樹木)：次のいずれかに該当し、健全かつ樹木の形が美観上すぐれているもの ●1.5mの高さの幹周1.5m以上 ●高さ15m以上 ●株立ちした樹木で高さ3m以上
西東京市	1,004	1,029	1,028	1,046	●1.5mの高さの幹周1.5m以上 ●高さ15m以上のもの ●株立ちした樹木で、高さ3m以上 ●はん登性樹木で、枝葉面積30㎡以上 ●その他特異な樹木で、高さ3m以上で、保存するに値するもの
瑞穂町	126	87	88	84	屋敷林：1.5mの高さの幹周1.2m以上の樹木が3本以上ある樹林集団 樹林：高さ15m以上または1.5mの高さの幹周1.5m以上
日の出町	76	76	76	76	日の出町名木一覧より
大島町	未回答	未回答	未回答	未回答	—
八丈町	未回答	未回答	未回答	未回答	—
特別区	15,733	15,774	15,539	15,557	
市町	15,988	16,850	16,835	16,775	
合計	31,721	32,624	32,374	32,332	

※未回答：平成26年度～平成28年度6団体。平成29年度5団体

## A4 緑の普及啓発について（表4参照）

○普及啓発をイベントとして実施しているのは、特別区、市町合わせ、41団体

○特別区は22区で実施、市町は19団体が実施

### 4① 緑の普及啓発を目的としたイベントの有無

緑の普及啓発を目的としたイベントは、特別区と市町を合わせ、「あり」が41団体、「なし」が12団体だった。前年実施していた都1局は「なし」となり、都での実施はなくなった。このため、都と奥多摩町を除く53団体を母数とした「あり」の割合は77.3%となった。

団体別にみると、特別区95.6%、市町63.3%で、

特別区での実施割合が高いといえる。

### 4② 基幹的なイベントと開催時期

年間の開催回数は、大規模なフェアから講座のようなものまでであるので、同列には捉えられないが、フェア、祭りが41回と最も多く、区では15団体が26回開催し、市町では12団体が15回実施している。

講座的要素の強いものは区市町合わせて31回で、連続の講座も開催されている。市、即売は、4区で5回、1市で2回行われた。

その他では、江東区が施策のキャンペーン3回、町田市が花壇コンクール2回、瑞穂町が花植事業2回、国立市がコンサート、八丈町が花いっぱい運動を通年行っている。

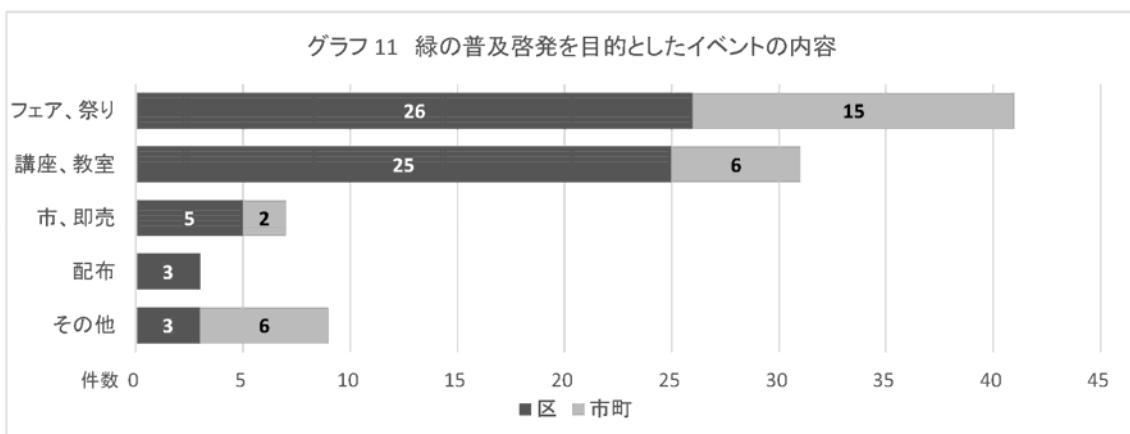
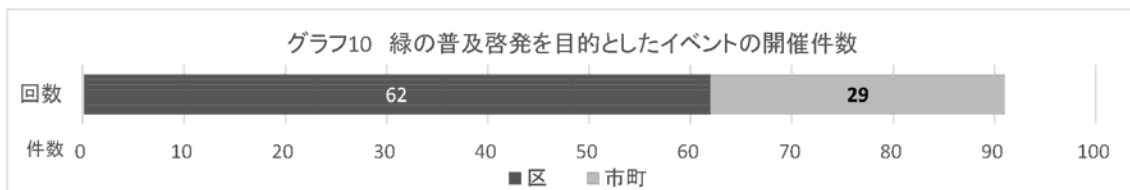
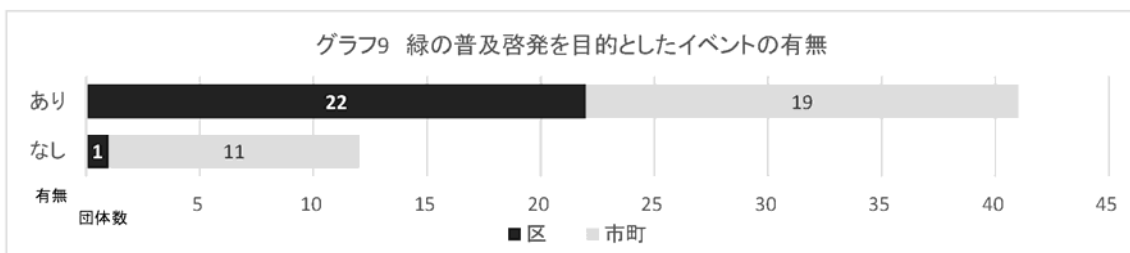


表4 緑の普及啓発について（基幹的なイベントの有無と名称及び開催月）

区市町村	有無	名称及び開催月
東京都建設局	なし	
東京都環境局	なし	
東京都港湾局	なし	
大島支所	なし	
八丈支所	なし	
千代田区	あり	④ゴーヤとハーブの苗木配布：6月
中央区	あり	③花と苗木の即売会：5、10月
港区	あり	③植木市：5月 ①区民まつり：10月 ②園芸講座：6月、12月
新宿区	あり	③緑と花の展示会：11月
文京区	あり	①苗木配布事業（10月） ②自然散策会（11月に1回、3月に2回）
台東区	あり	①花と緑のふれあい広場：3月
墨田区	あり	①緑と花の学習園さくらまつり：4月 ①「みどりの日」イベント：5月 ① すみだ環境フェア：6月 ①緑と花の学習園菊まつり：11月
江東区	あり	①CIGビジョン推進キャンペーン：9、10、3月 ②みどりのコミュニティづくり講座：年4回
品川区	あり	②みどりの園芸講座：11月開催
目黒区	あり	②エコ・園芸生活講座：毎月 ③緑化樹木等苗木配布（10/4～12/6）
大田区	あり	②緑の講演会：5月（開催時期は年度で異なる） ②緑のカーテン講習会：4、5月 ①環境月間パネル展：6月 ②「18色の緑づくり支援」PR等：11月 ①おおた住まいづくりフェア内「18色の緑づくり支援」PR等）：11月
世田谷区	あり	①せたがやガーデンフェア
渋谷区	あり	①渋谷くみんの広場：11月
中野区	あり	①中野区花と緑の祭典：5・10月 ②みどりの教室3月
杉並区	あり	①みどりのイベント：5月
豊島区	なし	
北区	あり	③区民植木市：4月
荒川区	あり	①尾久の原公園シダレザクラ祭り：4月 ③あらかわバラの市：5月 ⑤秋を体験！荒川自然公園：10月
板橋区	あり	①グリーンフェスタ：4月
練馬区	あり	①スプリングフェスティバル：5月 ①サマーフェスティバル：7-8月 ①オータムフェスティバル：10月 ①ウィンターフェスティバル：12月
足立区	あり	①しょうぶまつり：6月 ①梅まつり：3月
葛飾区	あり	①かつしか環境・緑化フェア：10月
江戸川区	あり	⑤花壇コンクール：5月 ①小岩菖蒲園まつり：6月
八王子市	あり	①環境フェスティバル：6月
立川市	あり	①立川グリーンウィーク（毎年）緑化まつり：4月
武蔵野市	あり	①環境フェスタ：11月
三鷹市	あり	①ガーデニングフェスタ：9月
青梅市	なし	
府中市	なし	
昭島市	あり	①環境緑花フェスティバル：4月
調布市	あり	①調布市緑と花の祭典：4月、10月
町田市	あり	⑤町田市花壇コンクール：4、9月
小金井市	あり	②自然保護教室：3月
小平市	あり	①こだいらグリーンフェスティバル：5月
日野市	なし	
東村山市	あり	①東村山市緑の祭典：4月、11月（年2回）
国分寺市	なし	
国立市	あり	ACT FOR GREEN～みどりを育むコンサート：6月 他
福生市	あり	①ふっさ環境フェスティバル：6月
狛江市	あり	③花と緑の即売会：4月、11月
東大和市	なし	
清瀬市	あり	①カタクリまつり、さくらまつり：3月
東久留米市	なし	
武蔵村山市	あり	⑤緑の募金：10月
多摩市	あり	②花壇作り講習会：5月、9月
稲城市	なし	
羽村市	あり	④環境フェスティバル（苗木の配布）：6月 ②羽村×八丈エコ教室：8月 ②グリーンカーテン作り講習会：10月 ④羽村市産業祭（苗木配布）：11月 ②みどりの環境教室：開催時期未定
あきる野市	あり	①あきる野市環境展：5月
西東京市	なし	
瑞穂町	あり	⑤春の花植事業：6月 ⑤秋の花植事業：10月
日の出町	なし	
大島町	なし	
八丈町	あり	花いっぱい運動：1年間

## A5 平成 29 年度の重点施策について (表5参照)

- 重点施策を「あり」とした団体は、都3局1支庁、特別区19、市町26の合計49団体
- 施策の代表的なキーワードは、公園緑地整備、緑地保全、普及啓発、市民参加

緑化重点施策は、49 団体が「あり」と回答し、キーワードは公園緑地整備、緑地保全、普及啓発・市民参加が代表的であった。これは3年前からの調査と変わっていない。ほかには民有地の緑化、生物多様性、緑のネットワーク、公共施設・学校緑化がある。

この設問は、緑化動向が団体の掲げる緑化重点施策と密接に関係すると考えられることから、3年前のアンケートから実施している。最大3事項までの複数回答とした。

重点施策の回答について、その内容をいくつかの分野に整理すると、「緑地保全」に関するものが18件、「普及啓発、市民参加」に関するものが17件、

「公園緑地整備」に関するものが16件、「民有地の緑化」が10件、「生物多様性」「屋上・壁面緑化」「緑のネットワーク」がこれに続いている。

その他においては、質の充実やモデル地区、推進地域、みどりの基本計画などの推進、担い手の養成、区民会議の設置、仕組みづくり、萌芽更新、維持管理策などの回答であった。

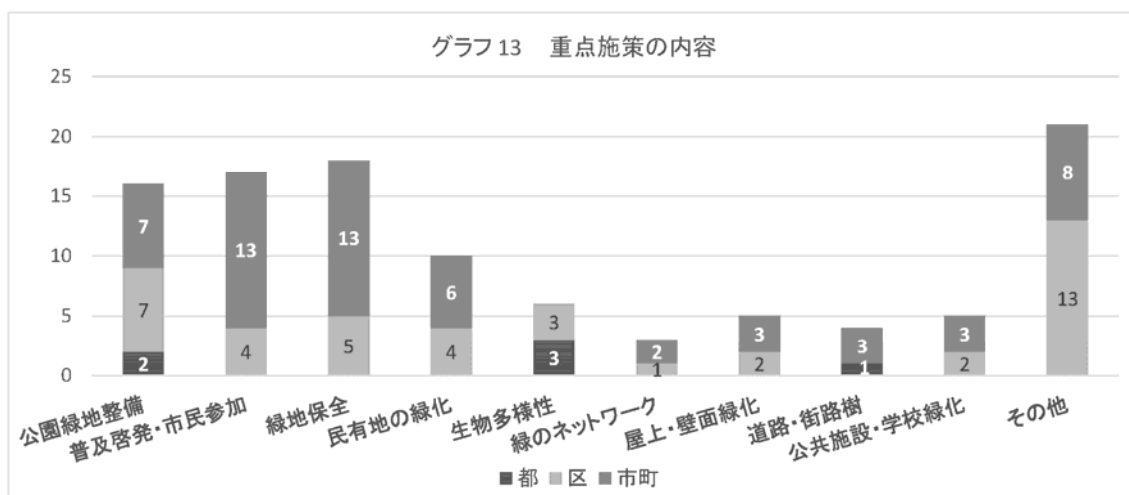
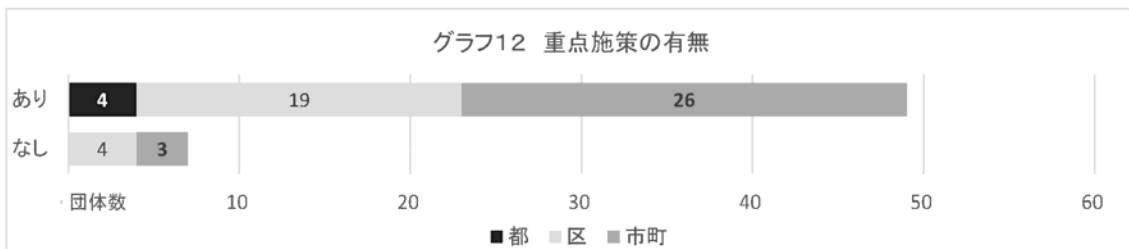


表5 平成29年度の重点施策について

団体	内容
東京都建設局	<ul style="list-style-type: none"> <li>都立公園の整備の着実な推進</li> <li>東京2020年大会に向けた街路樹の樹幹拡大による夏の暑さ対策</li> <li>多様な生物が生息・生育できる都立公園づくりの推進</li> </ul>
東京都環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の保全・緑の創出</li> <li>生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大</li> </ul>
東京都港湾局	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性に配慮した海上公園の整備・改修</li> <li>海上公園の賑わい・魅力向上</li> <li>海上公園の防災機能強化</li> </ul>
八丈支庁	・トイレの洋式化
千代田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>千代田区緑化推進要綱による緑化の推進</li> <li>地区計画（緑化率の最低限度）による緑化の推進</li> </ul>
中央区	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりとともに緑とオープンスペースの拡充</li> <li>水と緑のネットワーク形成</li> <li>緑の質の充実</li> </ul>
港区	・生物多様性に配慮した緑化
新宿区	<ul style="list-style-type: none"> <li>みどりの推進モデル地区の指定</li> <li>屋上緑化等推進モデル地区の指定</li> </ul>
文京区	特になし
台東区	具体的な施策はございません
墨田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>「緑と花のまちづくり推進地域制度」の地域数増</li> <li>「教育施設の屋上緑化維持補修」の実施</li> </ul>
江東区	<ul style="list-style-type: none"> <li>CITY IN THE GREEN公共緑化推進事業</li> <li>CITY IN THE GREEN民間緑化推進事業</li> </ul>
品川区	<ol style="list-style-type: none"> <li>区民のみどりづくりを支援する               <ol style="list-style-type: none"> <li>①区民による緑化運動の推進</li> <li>②みどりの保全と育成の支援</li> <li>③みどりとふれあう場所づくり</li> </ol> </li> <li>公共のみどりを増やす               <ol style="list-style-type: none"> <li>①公共施設の緑化推進</li> </ol> </li> <li>区民とともに公園を育てる               <ol style="list-style-type: none"> <li>①特色ある機能的な公園の整備</li> <li>②多様な公園管理の推進</li> <li>③身近で親しみのある公園づくりの推進</li> </ol> </li> </ol>
目黒区	<ul style="list-style-type: none"> <li>みどりの基本計画改定</li> <li>自然環境の保全とみどりの創出（目黒区生物多様性地域戦略に基づく自然環境の保全）</li> </ul>
大田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園緑地の整備</li> <li>18色の緑づくり（地域の方に、特別出張所単位で花を選び、育てていただく取り組み）</li> <li>緑の基本計画「グリーンプランおおた」の推進</li> </ul>
世田谷区	<ul style="list-style-type: none"> <li>民有地のみどりとみずの保全・創出</li> <li>公園緑地の整備</li> <li>緑の普及啓発</li> </ul>
渋谷区	なし
中野区	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の基本計画の改定（29・30年度）</li> <li>緑化計画完了率の向上</li> <li>大規模公園整備及び再整備（施工中2公園、設計中3公</li> </ul>

団体	内容
杉並区	<p>【みどりの保全】 杉並らしい歴史風土を今に伝える屋敷林をはじめとする、貴重なみどりを区民共有の資産として後世に引き継ぐため、保護指定制度の充実、市民緑地の設置及び「杉並らしいみどりの保全地区」での屋敷林等の保全に取り組みます。また、今では区内で見かけることが少なくなった貴重な植物等の生息場所の保全に努めます。</p> <p>【馬橋公園の整備】 区立馬橋公園に隣接する国家公務員宿舎の廃止に伴い、公園の拡張用地として取得し、防災機能を高めることにより地域の防災性の向上を図るとともに、より多くの方に利用される公園となるよう整備していきます。</p>
豊島区	特になし
北区	・緑化推進モデル地区事業の推進
荒川区	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民が主体となって行う花壇づくり事業</li> <li>地域の「みどりの伝道師」を養成する園芸講座</li> <li>都電荒川線及びその周辺で実施しているバラの植栽事業とその維持管理の担い手となるボランティアの普及</li> </ul>
板橋区	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存樹林・樹木制度による緑の保全</li> <li>緑化指導による緑化・緑化助成制度による緑化支援</li> <li>公園の整備・リニューアル</li> <li>緑の保全方針に基づく、樹林地、農地の保全</li> </ul>
練馬区	練馬のみどりを守り、育てるための方策等を、区民参加で考え、具体的な行動につなげることを目的とした「練馬区みどりの区民会議」の設置。
足立区	荒川桜づつみ
葛飾区	緑と花のまちづくり
江戸川区	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性地域戦略の策定の検討</li> <li>オリンピック・パラリンピックに向けた水辺利用及び活性化</li> <li>東京2020大会参加国との相互交流を図る「ホストタウン」構想に基づく、オランダ王国のホストタウン登録を記念したチューリップの植付</li> </ul>
八王子市	<ul style="list-style-type: none"> <li>公有地化された特別緑地保全地区の保全と活用のため、市民との協働により整備し、地域の活性化に資する。</li> <li>東京都と民間主体との協働による緑地保全モデル事業への協力することにより、緑地保全事業と自然環境保全に関する普及啓発を図る。</li> </ul>
立川市	・既存の緑の保全
武蔵野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化・環境市民委員会開催</li> <li>緑のサポート制度創設</li> <li>公園施設長寿命化計画策定</li> </ul>
三鷹市	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の市民活動の支援を行う「NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会」</li> <li>民有地における緑化の指導、接道部緑化助成、保存樹林の保全</li> <li>公園・緑地の整備、維持管理</li> </ul>
青梅市	<ul style="list-style-type: none"> <li>青梅の森特別緑地保全地区を拠点とした人と緑、人と人をつなぐ緑のまちづくり</li> <li>市内で産出される木材等の活用</li> <li>公園緑地等の若返りを図った施設の点検・改修や緑の更新・維持管理</li> </ul>

団体	内容
府中市	①府中市地域まちづくり条例に基づき緑化協議を行い、緑地の保全、緑化の推進を図る。 ②水と緑のネットワークの拠点において、地域の核となる公園づくりを、地域住民参加によるワークショップを行い、市民との協働により行っている。 ③インフラ管理ボランティア制度を活用し、市民や事業者との協働により、公園緑地等の管理を行い、市民にとって親しみの持てる空間づくりに取り組んでいる。
昭島市	・崖線の公有地化・保全 ・奥多摩・昭島市民の森における市民向け環境学習講座（森林教室） ・緑化補助制度（生垣造成・屋上緑化・壁面緑化）
調布市	地域の緑を豊かにすることを目的に、市内の空き地などに、花苗等を植え、花を咲かせる2人以上で構成された市民グループに対して、その活動に要する経費の一部を補助する事業「花いっぱい運動」を実施しています。
町田市	・みどりの拠点整備（町田薬師池公園四季彩の杜西園、町田薬師池公園四季彩の杜北園、三輪緑地等の用地取得・実施設計等） ・芹ヶ谷公園再整備（実施設計） ・第二次野津田公園整備（用地取得（公社）、拡張区域都市計画決定）
小金井市	・みどりを育む仕組みづくり ・みどりの保全 ・みどりの創出
小平市	・屋敷林やまとまりのある樹林地を、将来にわたり保全し、次世代へ引き継いでいく。 ・道路沿いのみどりを増やすことを重視して、どこからでもみどりが見えるよう、緑化の推進を図る。 ・地域のみどり豊かなイメージをけん引するため、市民生活と調和した雑木林や公共施設のみどりを中心に、質の高いみどりを育てていく。
日野市	①豊かなみどりに着目し、「緑の風景に育まれるまち」をテーマとし、人と緑の交流あるまちづくりを行う。 ②まちの骨格となる道路や既存の公園を再整備し、さらに既存の樹木を活かした広い広場や歩行者空間を整備するなど、周辺の公園や緑地と連続する水と緑のネットワークの形成を図る。 ③水と緑のネットワークを十分に機能させるため、公共施設等の緑化を推進する。
東村山市	・宅地内緑化推進 ・壁面緑化推進 ・緑化推進啓発
国分寺市	・国分寺崖線の樹林地や雑木林等の保全再生・活用（恋ヶ窪水路周辺緑地の整備） ・恋ヶ窪緑地の都市計画変更 ・156箇所の公園緑地の適切な維持管理

団体	内容
国立市	・市民主体による諸緑化推進事業の展開。 ・街路樹や緑地など、市内の身近なみどりを観察・診断できる市民の育成。 ・市内大学通り緑地帯の維持管理方針の検討。
福生市	・市民農園の開設 ・熊川分水の景観重要資源指定 ・自然体験イベントの開催
狛江市	・生け垣造成補助を見直し、生け垣に加えて道沿いに造成する植栽帯と花壇についても助成対象とすることとした「狛江市緑のまち推進補助金交付制度」の実施 ・緑の保全に関する条例及び施行規則を改正し、開発事業における緑化計画書の提出等の緑化指導を実施
東大和市	東大和狭山緑地（都市計画緑地）の公有地化の推進
清瀬市	・公園・緑地の公有地化 ・街路樹の剪定 ・市有林の萌芽更新
東久留米市	・雑木林の更新（高木・老木の伐採及び剪定） ・設問3-①の他に、市有の樹林地3, 282.19㎡の管理を行っている。
武蔵村山市	①みどりのまちづくりを推進するため、地域活動のリーダーとなるグリーンヘルパーの認定講座を開催する。グリーンヘルパーの活動の場の提供について検討を図る。
多摩市	今年度借地公園である一ノ宮後田公園の変換に向け、代替公園の整備を行う。
稲城市	なし
羽村市	①新たなみどりの創出助成制度（生垣設置、庭木植栽、屋上緑化等に対し助成） ②保存樹林地及び保存樹木制度の運用
あきる野市	第二次あきる野市環境基本計画 市街地における緑の保全・創出 ・公共施設などの緑の保全・創出 ・市街地の緑化の推進 ・崖線の緑の回復・充実
西東京市	○民有地のみどりの保全・創出・活用 ○市民参加による維持管理 ○開発指導等による保全・創出
瑞穂町	樹林、樹林地の保全 （土地所有者又は管理者との保全協定）
日の出町	特になし
大島支庁	なし
大島町	特に行っていない
八丈支庁	なし
八丈町	なし